

自殺未遂者支援事業

=ベッドサイド法律相談事業=

(実施期間) 平成 25 年度～ (基金事業メニュー) 強化モデル事業

(実施経費) 平成 26 年度 163 千円 (実施主体) 神奈川県司法書士会
(163 千円)

【事業の背景・必要性・目的】

司法書士の業務は、不動産や商業・法人などの登記業務を中心として、近年では、多重債務整理、労働問題、家庭問題、貧困・生活問題、成年後見関係など多様なものとなってきている。一方で、自殺に追い込まれる具体的要因として、借金問題、生活苦、職場環境や失業の問題、家庭や夫婦間の問題、高齢者や子供の問題、健康問題など、複合的な諸問題が存在するといわれており、司法書士の日常業務は、自殺に関する各種要因と密接に結びついていることが分かる。

また、司法書士が対人型職種である点に鑑み、平成 22 年度に実施された全国の司法書士に対する調査によれば、日常業務において、希死念慮者と関わった経験がある司法書士は約 30%、何らかのメンタルヘルスの問題を持つ人に関わったことがある司法書士は実に約 46%いた。この調査結果からも明らかなどおり、司法書士は、日常業務においても、いわゆる「自殺のハイリスク者」と関わることが多い職種であるといえる。

したがって、司法書士には、依頼者や相談者が、健康やメンタルヘルス上の問題などを抱えていないかどうかについて常に十分な配慮を持って日常業務にあたることにより、自殺対策におけるゲートキーパーとしての役割を果たすことが求められる。

そこで、自殺対策においては様々な問題に対する重層的な支援が必要であるところ、司法書士においても同様の視点で各種業務を捉える必要があると思われる。しかしながら、過去において、個別の案件については各司法書士がハイレベルな法的処理を行ってきたものの、これまでの自殺者数の高止まりの現状などを見るに、上記の点を改めて意識した業務姿勢の確立や、組織的な取組を行うべきであると認識することになった。

神奈川県司法書士会では、平成 21 年度より、地域自殺対策緊急強化基金を活用して各種自殺対策事業に取り組んできた。主に自殺予防に関する事業として、研修会・シンポジウム・事例検討会の開催、会議や学会への参加、各種自殺予防事業への協力などを行ってきた。特に、希死念慮や何らかの悩みを持ちながらも、同時に法的問題を抱える人に対して多職種合同による包括相談会を実施した。

しかし、包括相談会の実施数や相談会場に自ら足を運ぶ人もまだまだ多いとは言えず、また、通常の法律相談窓口を紹介することも必ずしも適切な対応がなされるとは言い難く、希死念慮と法的問題を同時に抱える人へのケアとしては、十分な体制が整っているとは言えない状況の中、それならば、法律家である司法書士の側から足を運ぶ必要があるとの認識に至った。そして、自殺対策の取組を通じて連携している医療関係者からも、患者等が法的問題に直面しているケースは多く、法律面での適切な対応が必要であるとの報告があった。

特に、自殺未遂者は、再び自殺を企図する可能性が高いと言われる。したがって、自殺対策としても、自殺未遂者に対する外科的・精神的処置に加えて、法的対応も含めた包括的な支援が有効かつ重要であるとの認識に立ち、救命救急センターをはじめとする医療機関との連携を取り、法的問題を抱える自殺未遂者に対する支援事業（ベッドサイド法律相談事業）を開始することになった。

【地域の特徴・自殺者数の動向】

神奈川県は、平成27年3月1日現在で人口約909万人と全国で2番目に多く、26年における自殺死亡率は全国平均値を下回るもの、自殺者数は全国2番目で、依然として高水準であった（自殺死亡率15.7%，自殺者数1,422人、ともに警察庁自殺統計より）。したがって、これまでどおり、自殺対策に関する各種取組が必要であることには変わりない。

しかし、平成24年からはいずれも減少傾向となっており、より一層の自殺対策への取組を行うことで、さらなる効果が期待されると思われる。

【事業目標 事業内容】

本事業では、現在、横浜市立大学附属市民総合医療センター及び北里大学病院との間で連携を行っている。今後も、県内各所の医療機関等に対して、連携のための提案を行う予定である。

～「生かす」から「生きる」を支援へ～

具体的には、自殺企図により上記救命救急センターに搬送された患者について、同センターの医師や医療ソーシャルワーカーが専門的な聴き取りを行った結果、法的トラブルを抱えていることが判明した場合に、同センターからの相談員派遣要請に応じて、司法書士が早期に出向いて患者の法的問題に関する対応を行うものである。なお、平成26年度までは、地域自殺対策緊急強化基金を活用して本事業を行っている。

患者は、救命センターあるいは転院先医療施設から退院した後の生活や法的問題について大きな不安を抱えている。特に退院後は、救命救急センター等の関係者が患者のケアを継続することは困難であるため、可能な限り、退院前の段階で司法書士が相談に乗ることで、各種問題について想定される対応などを説明し、退院後の生活の筋道を付けるなどすることで、まずは退院後の状況に関する不安を取り除いてもらうことを主眼としている。そして、患者が居住する地域において、主治医や他の精神保健福祉関係者、行政関係、他の支援機関などとの連携・調整をはかりながら、法的問題の処理については司法書士が対応していくといったものが、本事業の概要である。

幸いにも一命を取り留めた患者の「地域における見守り」のための環境を整えることで、自損行為を行う前とは違った状況にて生活していくように支援することを目標としている。

なお、ここで、本事業の「ベッドサイド」とは、救命救急センターにて入院中の患者の枕元で、司法書士が聴き取りを行うことのみを指すものではなく、医療施設内の相談ブースや、患者の転院先の医療機関や退院後の自宅など、患者の動向次第で対応可能な幅広い相談スタイルを対象としている。

【事業実施にあたっての運営体制】

神奈川県司法書士会の法務総合事業部人権委員会内において、本事業を含めた自殺対策事業全般を担当する専門部署として、「自死問題対策ワーキングチーム」を設置している。

【事業の工夫点】

- ・連携医療機関だけでなく、県内各所の転院先医療施設にも、司法書士が出向いて対応することが出来るよう、初期対応のための司法書士（約10名）を県内にバランス良く配置・選任
- ・初期対応すべき司法書士リストを、上記連携先医療機関に提出
- ・本事業は、体制のみ整えれば可能な事業ではなく、ベースとして、常日頃の医療関係者との「顔の見える付き合い」が重要である。したがって、各種会議や学会などへの積極的な参加や、多職種合同による事例検討会の開催などを、今後においても行っていくことが必要である。

【事業成果及び評価、今後の課題、その他特筆すべき点】

本事業は、自損行為により搬送された自殺未遂者に対するケアにのみとどまるものではなく、「新たな自殺企図者を出さない」といった面にも力点を置いている。

自殺の原因は、依然として「健康問題」がトップを占めている。その中でも「痛みを伴うもの」の割合が多く含まれるとの報告もある。したがって、自殺対策として、自殺未遂者に対する包括的な支援が有効であることは勿論であるが、交通事故や脳梗塞等の病気により救命救急センターへ搬送された患者や、精神疾患を持った外来患者などの自損行為以外で病院にかかる人が抱える各種法的問題への対応を行うことで、さらなる自殺企図を防ぐ効果も期待される。このように、自殺未遂者以外の患者に対するケアや医療関係者自身からの法的相談にも対応するなどして、利用形態の幅が広がってきているところが、本事業の特質である。

また、救命センターへ搬送されたものの、残念ながら助命が叶わなかった場合には、その時点で自死遺族の支援に切り替わる。自死遺族に関しても、親族の自殺により特有の精神的負担を抱えることから、司法書士が医療機関と連携することで適切な法的支援やアドバイスが可能となる。

今後においても、多様な場面・スタイルにおける「医療と司法の連携」を構築することが重要であると認識する結果となった。

一方で、司法書士が、患者に対する法的支援を行うために、退院後においても継続的な関わりを持つ中で、司法書士自身が疲弊してしまうといったことも危惧されるところである。なぜなら、依然として、患者が退院後に居住する地域における支援体制やつながりが十分に確保できていないケースが多く見受けられるからである。司法書士は独立型の職種であることから、病院や行政などの他機関と比べると、組織として関わることには限界もあり、退院後における患者の困難な状況を一人で抱え込まざるを得ない状況が想定される。

そこで、これから自殺未遂者等の支援においては、地域における医療・福祉・司法などの複合的な支援について、総合的なコーディネーターとしての役割を担える人材を配置し、必要な場合には同人材を派遣して法律相談に同席してもらうなど、柔軟に活動することが可能な専門職の育成・配置が望まれる。

本事業は、これまで地域に密着したスタイルで各種業務を行ってきた司法書士が、長年に亘り培ってきた、様々な社会資源の利用に関するノウハウを活用しながら取り組むことが可能な支援であると考える。また、他県でも、先行して福岡県司法書士会が同様の取組を行っており、その他の都道府県の司法書士会においても、上部組織である日本司法書士会連合会を通じるなどして、本事業の取組を広めていくべきと考える。

(問合せ先) 神奈川県司法書士会

法務総合事業部人権委員会

自死問題対策ワーキングチーム（司法書士清水隆次）

TEL: 045-349-9977

FAX: 045-349-9900

E-mail : ryuji.smz@gmail.com